

《高山労基署だより》

平成23年9月号

先月末以降、豪雨や台風12号により各地に深刻な被害が生じました。飛騨地域においても、法面の崩壊や落石、浸水などにより、道路や家屋に損害が生じています。急傾斜地が多いこの地域においては、建設業、林業、運輸業等の屋外型産業のみならず、事業場の立地状況によっては、製造業、旅館業等でも土砂災害には十分注意が必要です。気象や周辺地域の情報収集に努め、防災対策、避難など早めの措置を講じるようお願いいたします。

< 全国労働衛生週間 >

10月1日から7日は、全国労働衛生週間です。労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されており、本年で62回目となります。

かつては、労働衛生に関する重点課題は、じん肺や化学物質による中毒など職業性疾病を防ぐための対策にありましたが、近年は、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっています。

本年度のスローガンは

「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」 です。

このスローガンは、労働者自身のほか、ラインの管理者、衛生管理者等の産業保健スタッフが労働者の心の不調に気づき、適切な対処を行うとともに、職場環境の改善につなげることにより、労働者の心の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

厚生労働省では、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針、平成18年3月策定)を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進していますが、平成22年の安全衛生自主点検結果では、飛騨地域の事業場(50人以上)でこの指針に基づく対策をすべて実施していると回答があった事業場は全体の22.6%に過ぎませんでした。

一方で、8%の事業場において、前年1年間にメンタルヘルス不調により休業するに至った労働者があったとの回答もあり、企業の健全な発展を図るためには、メンタルヘルス対策への取り組みは待った無し状況にあると言えます。

一旦、メンタルヘルス不調に陥り、休業となった場合、職場復帰には長い時間を必要とすることが多く、労働者本人やその家族ばかりでなく、ラインや産業保健スタッフ、人事部門にも相当な負担がかかることとなります。

「気づき」と早めの対処が重要であることは言うまでもありませんが、そのためにも、経営トップがこの問題の重要性を認識し、対処方針を明確にしていることが必要であり、さらに、体制整備、管理者への研修等事案の発生に先んじて準備をしておくことが望まれます。

「メンタルヘルス指針」に基づく対策については、厚生労働省の委託事業として、メンタルヘルス対策支援センターにおいて、その実施方策の相談や管理者への研修等に対してすべて無料で応じておりますので、ぜひご活用ください。

メンタルヘルス対策支援センター (岐阜産業保健推進センター内)

岐阜市吉野町6-16 058-264-0562

管内事業場の皆様には、全国労働衛生週間を契機として、職場でのメンタルヘルス対策の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 岐阜県最低賃金の改正について >

岐阜労働局では、岐阜県内のすべての事業場、すべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、下記のとおり改正決定しました。時間額1円の引き上げとなります。

改正前 時間額 706円 改正後 時間額 707円

この改正の効力発生の日は、平成23年10月1日です。最低賃金は、パート、アルバイトにも適用になりますので、ご注意ください。

< 安全衛生に関する岐阜労働局長表彰について >

9月7日に、大垣市において、平成23年度岐阜県産業安全衛生大会が開催され、その席上で、本年度の安全衛生優良事業場にかかる岐阜労働局長表彰が行われ、当署管内から、高山市の大山土木株式会社様が、「岐阜労働局長奨励賞(安全確保対策関係)」として表彰を受けられました。

大山土木株式会社様では、平成23年3月に、県内で初めて建設業労働災害防止協会の建設業安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証を取得されました。この認証取得を契機として、安全衛生に関する経営トップの方針が明確に示されるとともに、労使一丸となつての安全衛生活動が一層積極的に取り組まれることになり、実効性あるリスクアセスメントの実施や、安全衛生教育の不断の見直しなど安全確保対策が他の事業場の模範となることから表彰されることとなったものです。

大山土木株式会社様には、この度の受賞に対し、心からお祝い申し上げ、今後とも、益々の安全衛生活動の推進をお願いいたしますとともに、管内各事業場の皆様には、このような先行事例を参考としていただき、この飛騨地域の職場が、より一層安全で安心して働けるものとなるよう努めていただきたいと思います。

< 「はつらつ職場宣言」事業場登録 >

岐阜労働局、岐阜県労働基準協会連合会などで構成する「はつらつ職場づくり推進会議」が取り組んでいます「はつらつ職場づくり宣言事業場登録制度」につきましては、本労基署だよりにおいて飛騨地域での新規登録事業場について、登録のたびにご紹介しておりますが、9月に高山市の飛騨信用組合様が新たに宣言事業場として登録され、「はつらつ職場づくり推進会議」から、登録証及び楯が授与されました。

これで、当署管内の登録事業場は15社となりました。はつらつとして働ける職場を作るために、労使が共同で宣言を行うことには、様々な意義があり、できるだけ多くの事業場で取り組んでいただきたいと思います。是非、一度岐阜労働局のホームページをご覧ください、「はつらつ職場宣言」をご検討いただきますようお願いいたします。

当署といたしましても、今後とも、飛騨地域の事業場で一つでも多く宣言が行われるよう、機会をとらえて周知、勧奨に取り組んでまいります。

、高山労働基準監督署

高山市花岡町3 - 6 - 6 電話0577 - 32 - 1180 FAX0577 - 32 - 1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見るができます。(ホームページトップ労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。